

東三河医療圏合同会議開催要領

（目的）

第1 愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）について、その円滑かつ効果的な実施のために、東三河北部医療圏及び東三河南部医療圏（以下「東三河医療圏」という。）の医療関係者等が協議を行う場として、東三河医療圏合同会議（以下「会議」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 東三河医療圏における医療計画の推進に関すること
- （2） その他東三河医療圏における医療連携体制に関すること

（構成）

第3 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

（運営）

第4 会議は、必要に応じて保健医療局長が招集する。

- 2 会議は、保健医療局長が別表に掲げる者の中から議事の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催する。
- 3 会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する。

（会議の公開）

第5 会議は、原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

- 2 会議録及び会議資料は、原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

- 3 会議録の内容については、会議の議長の確認を得るものとする。
- 4 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

(庶務)

第6 会議の庶務は、保健医療局健康医務部医療計画課、新城保健所及び豊川保健所において処理する。

(会議の特例)

第7 保健医療局長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、会議に代えることができる。

- 2 構成員は、前項の可否の表明の際、署名し出席に代えるものとする。
- 3 会議は、東三河医療圏の圏域保健医療福祉推進会議または地域医療構想推進委員会の合同開催に替えることができるものとする。この場合において、会議の運営に関して必要な事項は、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領並びに愛知県地域医療構想推進委員会開催要領の規定を準用する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月27日から施行する。

別表

東三河医療圏の市町村の代表

東三河医療圏の地区医師会の代表

東三河医療圏の地区歯科医師会の代表

東三河医療圏の地区薬剤師会の代表

東三河医療圏の病院協会代表（ただし、一般社団法人病院協会が当該構想区域の地域医療構想推進委員会の構成員として認めた病院の代表）

東三河医療圏の医療保険者代表（ただし、愛知県保険者協議会が当該構想区域の地域医療構想推進委員会の構成員として認めた医療保険者の代表）

東三河医療圏の看護協会代表（ただし、公益社団法人愛知県看護協会が当該構想区域の地域医療構想推進委員会の構成員として認めた看護職員の代表）

東三河医療圏の慢性期や回復期等の医療機関の代表

その他保健医療局長が適当と認める者